

## 佐世保市認知症カフェ登録事業実施要領

### (目的)

第1条 本事業は、佐世保市内における認知症カフェの運営主体を支援し、認知症カフェの地域における周知を促進することにより、認知症の人及びその家族を支える地域づくりを推進することを目的とする。

### (定義)

第2条 本事業において、「認知症カフェ」とは、認知症の人やその家族等が気軽に立ち寄ることができ、悩み事の相談及び参加者相互の交流や情報交換を通じて、孤立防止及び介護負担の軽減等を図ることを目的として、定期的開催される場所をいう。

2 前項の認知症カフェのうち第5条に定める登録要件を満たす認知症カフェを本事業の登録対象とする。

### (実施主体)

第3条 事業の実施主体は、佐世保市（以下「市」という。）とする。

### (事業内容)

第4条 市は、本事業へ登録された認知症カフェの運営主体（以下「運営主体」という。）に対し、次の各号に掲げる支援を行う。

- (1) 認知症カフェの開催情報の広報活動に対する協力
- (2) 認知症に関する啓発資料の提供
- (3) 認知症カフェの運営や企画内容に対する助言

### (登録要件)

第5条 次の各号すべてを満たすことを登録要件とする。

- (1) 佐世保市内で開催されている認知症カフェであること
- (2) おおむね月1回以上開催していること
- (3) 営利活動、政治活動又は宗教活動を目的としていないこと
- (4) 医療・介護の専門職又は認知症サポーター養成講座受講者など、認知症について知識を有し、認知症の人に対応した経験を有する者を必ず1名以上スタッフとして配置していること
- (5) 佐世保市暴力団排除条例（平成24年2月17日条例第1号）に規定する暴力団又は暴力団員の統制下にある団体でないこと
- (6) 事故防止と安全な運営に努め、運営中の事故及び苦情に関する責任は運営主体が負うこと

### (登録申請)

第6条 運営主体が登録を申請する際は、佐世保市認知症カフェ登録申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、市に提出するものとする。

(登録決定)

第7条 市は、申請を受理し適当と認めるときは、登録決定を行い、佐世保市認知症カフェ登録決定通知(様式第2号)を運営主体へ交付する。

(変更の届出)

第8条 運営主体は、開催場所や開催回数、その他登録内容に変更があった場合は、その都度、佐世保市認知症カフェ変更届(様式第3号)を市に提出するものとする。

(廃止の届出)

第9条 運営主体は、登録の廃止を希望する場合は、廃止予定日の1カ月前までに佐世保市認知症カフェ廃止届(様式第4号)を市に提出するものとする。

(登録決定の取り消し)

第10条 市は、運営主体が次の各号のいずれかに該当するときは、登録決定を取り消すことができる。

- (1) 第5条に定める登録要件に適合しなくなったとき
- (2) 偽りその他不正の手段により支援を受けたと認められるとき
- (3) その他市長が不相当と認めるとき

2 市は、前項の規定により、登録決定を取り消した場合は、佐世保市認知症カフェ登録取消通知書(様式第5号)により、運営主体に通知する。

(実績報告)

第11条 運営主体は、実績結果について佐世保市認知症カフェ実施報告書(様式第6号)により、毎年3月末及び9月末に市に提出すること。また、登録を廃止した場合は、その時点で佐世保市認知症カフェ実施報告書を市に提出する。

(補足)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年3月16日から施行する。